

## まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）のご案内

### 制度概要

#### ◆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは？

この制度は、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の皆さまからの寄附を活用し、地方創生の取組を促進させることを目的として創設されました。

南魚沼市では、「第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画」の戦略プロジェクトに掲げる取組の推進を図るため、企業の皆さまからの寄附を募っています。

#### ◆税制上の優遇措置（税額控除）の内容

国から認定を受けた地域再生計画「南魚沼市まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づいて、南魚沼市が行う施策や事業（「第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画」の戦略プロジェクトに掲げる取組）に対して企業の皆さまが寄附を行った場合に、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減されます。

寄附額全体			
損金算入による軽減効果※ 国税+地方税 <b>約3割</b>	税額控除 ①法人住民税+②法人税 <b>4割</b>	税額控除 ③法人事業税 <b>2割</b>	企業負担 <b>約1割</b>
通常の寄附※	企業版ふるさと納税を活用した寄附		

※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の軽減効果があります。

#### <税目ごとの特例措置>

- ①法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除  
ただし、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税：寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

### 寄附の要件

- ・1回当たり10万円以上の寄附が対象となります
- ・南魚沼市内に本社（地方税法における主たる事務所または事業所）のある法人は対象外です
- ・寄附を行うことの代償として南魚沼市から経済的利益（補助金交付、低金利の貸付、入札の便宜等）を受けることは禁止されています

## **寄附の対象事業**

「第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画」の戦略プロジェクトに掲げる各施策・事業

※別添チラシを参照（詳細についてはお気軽に問合せください）

## **寄附の手続きの流れ**

### **1 寄附申出書の提出 【寄附企業様→南魚沼市】**

南魚沼市ウェブサイトから「寄附申出書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、メールまたは郵便にて送付してください。

### **2 寄附金の払込み方法のご案内 【南魚沼市→寄附企業様】**

寄附の方法（銀行振込み、ゆうちょ銀行からの払込み、現金書留）についてご意向を確認し、それに応じた手続きを南魚沼市からご案内します。

### **3 寄附金の払込み 【寄附企業様→南魚沼市】**

上記2の案内に従って寄附金の払込みをお願いします。

### **4 受領証の発行 【南魚沼市→寄附企業様】**

ご入金確認後、税の控除申告に必要な受領証を南魚沼市から送付します。

### **5 税の申告手続き 【寄附企業様】**

上記4の受領証を添えて、税の申告手続きをしてください。詳しくは、管轄の各税務署、県税事務所、市区町村の課税担当課にお尋ねください。

### **6 事業費確定の報告 【南魚沼市→寄附企業様】**

寄附を活用して実施した事業の事業費が確定した際には、報告書を南魚沼市から送付します。

---

## **【お問い合わせ】**

南魚沼市役所 総務部 企画政策課

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

電話 025-773-6667 mail kikaku@city.minamiuonuma.lg.jp